重要なお知らせ

令和５年（２０２３年）４月
熊本市工事契約課

令和５年度（２０２３年度）の主な改正事項等について

１　工事等の一般競争入札を本格実施とします

一般競争入札については、令和４年度（２０２２年度）から予定価格（消費税分を含む。以下、同じ）２５０万円超の建設工事及び予定価格１００万円超の業務委託の案件で試行しておりますが、令和５年度（２０２３年度）から本格実施とします。ただし、次の業種の業務委託については、従来どおり予定価格１，０００万円未満を指名競争入札とします。

【除外業種】

土木設計業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務、設備設計業務、その他コンサルタント業務、花苗業務

※　入札参加者が少ない等、競争性が確保できないと見込まれる場合は、指名競争入札で行う場合があります。

２　発注標準額及び総合評価方式の発注標準額を一部変更します

発注標準額及び総合評価方式の発注標準額を下表のとおり一部変更します。

（変更箇所：下線部分）

業種	令和４年度（２０２２年度）			令和５年度（２０２３年度）		
	ﾗﾝｸ	発注標準額	総合評価 発注標準額	ﾗﾝｸ	発注標準額	総合評価 発注標準額
土木一式工事	A	**3,000万円以上**	**3,000万円以上**	A	**2,500万円以上**	**3,000万円以上**
	B	**3,000万円未満 1,000万円以上**	**―**	B	**2,500万円未満 1,000万円以上**	**―**
	※　令和５年度（２０２３年度）において、Ｂランク業者のうち経営事項審査（審査基準日令和３年１０月１日～令和４年９月３０日）における完成工事高が３，０００万円以上ある業者については、予定価格３，０００万円未満のＡランク案件に参加可能とする経過措置を講ずることとします。詳細は、各公告をご確認ください。					
造園委託	A	**900万円以上**	**―**	A	**1,000万円以上**	**―**
	B	**900万円未満**	**―**	B	**1,000万円未満**	**―**

３　【令和６年度から】格付けにおける主観点の評価項目を見直します

令和６年度（２０２４年度）の熊本市入札参加資格の建設工事等級格付けから、以下のとおり、評価項目を見直します。

（１）評価項目の新設

「ＳＤＧｓ未来都市」として、ＳＤＧｓに取り組む、または興味をもつ企業の増加を図ることで、地方創成・地域活性化を推進することとしていることから、「熊本県ＳＤＧｓ登録事業者」に登録された建設業者を加点します。

（２）評価項目の一部変更

男女共同参画及び子育て支援の状況において、「次世代育成支援対策推進法に基づく基準に適合するものとして認定を受けている場合（くるみん認定等）」については、経営事項審査と評価項目の重複となることから、評価を廃止します。

（３）評価項目の廃止

①ＩＳＯ及びエコアクション２１取得状況については、経営事項審査と評価項目の重複となることから、評価を廃止します。

②継続学習制度（ＣＰＤ（Ｓ））の単位取得状況の評価については、経営事項審査と評価項目の重複となることから、評価を廃止します。

4　総合評価方式案件における技術者変更等に伴う工事成績評定点の減点数を変更します

やむを得ない事由による技術者の変更等にあたり工事成績評定点の減点対象となる場合			工事成績評定点からの減点	
			改正前	改正後
主任（監理）技術者	競争入札参加資格において付した技術者の条件を満たし、かつ変更前の技術者の技術評価点以上となる者を後任の技術者として配置できない場合	→	５点減点	変更前の技術者と変更後の技術者との総合評価における技術評価点の差点を減点。ただし、差点が５点を超える場合は、５点減点。
若手技術者	・当初の配置要件を満たす者を後任の技術者として配置できない場合 ・適切に配置したと判断できない場合	→	２点減点	０．５点減点

※　詳細は、工事入札説明書をご確認ください。

※　本改正は、令和５年（２０２３年）４月２１日以降に公告を行う案件から適用します。

5　熊本市公共工事請負契約約款等を改正しました

熊本市公共工事請負契約約款及び熊本市公共工事関係業務委託契約約款について、以下の事項を改正し、令和５年（２０２３年）４月１日以降に契約する案件から適用します。

改正事項	内容	該当条文等
建設発生土の搬出先等の明確化	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書表紙に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記載するもの	熊本市公共工事請負契約約款 表紙
災害復旧工事中における損害発生時の受注者負担軽減	「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」中の２次災害（不可抗力）による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、１／１００の受注者負担を求めないこととするもの	熊本市公共工事請負契約約款 第３０条
発注者の催告によらず解除することのできる要件の拡大	公共工事等における更なる暴力団排除の徹底のため、暴力団排除に関する発注者の催告によらない解除権の対象を拡大するもの	(1) 熊本市公共工事請負契約約款　第４５条 (2) 熊本市公共工事関係業務委託契約約款　第４４条

※　約款を使用しない契約についても、対応する条項を改正して適用します。

6　入札無効となる内訳書を明確化しました

入札書に添付する内訳書について、熊本市工事競争入札心得（平成２年告示第１０７号）及び入札説明書に基づき入札無効となる内訳書を明確化しました。

入札書に添付する内訳書については、作成例を十分にご確認のうえ、作成してください。

7　建設業退職金共済制度に関する提出書類を見直しました

受発注者の事務効率化のため、令和５年（２０２３年）４月１日以降の提出分から、建設業退職金共済制度関係書類の提出様式を見直しました。

改正事項等の詳細は、以下の熊本市ホームページをご確認ください。

熊本市ホームページ

「熊本市ホームページ（トップ）」　＞　「分類から探す」　＞　「しごと・産業・事業者向け」　＞　「入札・契約」＞「工事等の入札・契約情報」　＞　「熊本市入札・契約（工事等）ホームページ」

【URL】https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3330&class_set_id=2&class_id=148

【お問合せ】
熊本市工事契約課
電話　096-328-2442